△

○

施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03807

$C_{令元}$＝ 0.03794

$C_{令2}$＝ 0.03765

$C_{令3}$＝ 0.03036

$C_{令4}$＝ 0.03158

$C_{令5}$＝ 0.00665

$C_{令6}$＝ 0.01007

$C_{令7}$＝ 0.01623

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03807

$E_{令元}$＝ 0.03794

$E_{令2}$＝ 0.03765

$E_{令3}$＝ 0.03036

$E_{令4}$＝ 0.03158

$E_{令5}$＝ 0.00665

$E_{令6}$＝ 0.01007

$E_{令7}$＝ 0.01623

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝ 0.03765

○

施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03813

$C_{令元}$＝ 0.03798

$C_{令2}$＝ 0.03006

$C_{令3}$＝ 0.03043

$C_{令4}$＝ 0.00483

$C_{令5}$＝ 0.00665

$C_{令6}$＝ 0.01007

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03813

$E_{令元}$＝ 0.03798

$E_{令2}$＝ 0.03006

$E_{令3}$＝ 0.03043

$E_{令4}$＝ 0.00483

$E_{令5}$＝ 0.00665

$E_{令6}$＝ 0.01007

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝ 0.03011